

堺市公報 第274号	令和5年7月21日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○市長の令和5年資産等報告書の閲覧について 【総務局行政部総務課】	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援の事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援の事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	7
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	8
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の辞退について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について 【健康福祉局健康部精神保健課】	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について	

【健康福祉局健康部精神保健課】	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	11
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第65条の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	12
○子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について	
【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	12
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】	13
○建築基準法第86条の5第4項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	20
○建築基準法第86条の5第4項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	20
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	20
<b>&lt;消防局公告&gt;</b>	
○指定催しの指定について	
【消防局予防部予防査察課】	21
<b>&lt;堺区選挙管理委員会公表&gt;</b>	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【堺区選挙管理委員会事務局】	22
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【堺区選挙管理委員会事務局】	26
<b>&lt;中区選挙管理委員会公表&gt;</b>	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【中区選挙管理委員会事務局】	26
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【中区選挙管理委員会事務局】	28
<b>&lt;東区選挙管理委員会公表&gt;</b>	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【東区選挙管理委員会事務局】	28
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【東区選挙管理委員会事務局】	31

＜西区選挙管理委員会公表＞

○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

【西区選挙管理委員会事務局】…………… 31

○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

【西区選挙管理委員会事務局】…………… 33

＜南区選挙管理委員会公表＞

○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

【南区選挙管理委員会事務局】…………… 33

○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

【南区選挙管理委員会事務局】…………… 38

＜北区選挙管理委員会公表＞

○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

【北区選挙管理委員会事務局】…………… 38

○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

【北区選挙管理委員会事務局】…………… 43

＜美原区選挙管理委員会公表＞

○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

【美原区選挙管理委員会事務局】…………… 43

○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

【美原区選挙管理委員会事務局】…………… 45

**告 示**

堺市告示第290号

堺市長の倫理に関する条例施行規則（平成18年規則第102号）第19条第3項の規定に基づき、市長の資産等報告書の閲覧について、次のとおり告示する。

令和5年7月21日

堺市長 永藤英機

1 閲覧開始の日

令和5年7月25日（火）

## 2 閲覧場所

堺市役所本庁舎 市政情報センター

堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー

## 3 閲覧日及び閲覧時間

### (1) 閲覧日

市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日

### (2) 閲覧時間

市政情報センター

午前9時から午後5時30分まで

市政情報コーナー

午前9時から午後5時15分まで

~~~~~

## 堺市告示第291号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年7月21日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名                  | 事業内容           | 事業所名                      | 事業所所在地                            | 指定年月日        |
|----------------------|----------------|---------------------------|-----------------------------------|--------------|
| 株式会社RISE<br>tech     | 就労継続支援<br>(A型) | ライズテック                    | 大阪府堺市中区深井<br>清水町3282番地 尾<br>崎ビル2階 | 令和5年7月<br>1日 |
| 株式会社アニスピ<br>ホールディングス | 生活介護           | 障がい者デイサ<br>ービス ワーカ<br>ウト堺 | 大阪府堺市中区深井<br>清水町3847              | 令和5年7月<br>1日 |

|                   |                 |                           |                                      |              |
|-------------------|-----------------|---------------------------|--------------------------------------|--------------|
| 株式会社クロストーク        | 就労継続支援<br>(B型)  | F u n f r i<br>e n d s    | 大阪府堺市堺区大町<br>東二丁2-4                  | 令和5年7月<br>1日 |
| 権世株式会社            | 居宅介護            | 訪問介護ベスト<br>ケア             | 大阪府堺市西区鳳西<br>町一丁89-7 第2<br>末広ハイツ104号 | 令和5年7月<br>1日 |
| 権世株式会社            | 重度訪問介護          | 訪問介護ベスト<br>ケア             | 大阪府堺市西区鳳西<br>町一丁89-7 第2<br>末広ハイツ104号 | 令和5年7月<br>1日 |
| 権世株式会社            | 行動援護            | 訪問介護ベスト<br>ケア             | 大阪府堺市西区鳳西<br>町一丁89-7 第2<br>末広ハイツ104号 | 令和5年7月<br>1日 |
| 合同会社ディアロード        | 行動援護            | ライズ ケアサ<br>ポート            | 大阪府堺市北区北長<br>尾町三丁5-9 ベ<br>ルハイム201号   | 令和5年7月<br>1日 |
| 合同会社みらい           | 行動援護            | ヘルパーステー<br>ションみらいサ<br>ポート | 大阪府堺市南区竹城<br>台4-1-5C-2<br>F          | 令和5年7月<br>1日 |
| 社会福祉法人ピノ<br>キオ福祉会 | 生活介護            | ピノキオ作業所                   | 大阪府堺市中区土師<br>町三丁32番27号               | 令和5年7月<br>1日 |
| 社会福祉法人こだ<br>ま福祉会  | 就労移行支援<br>(一般型) | ヤオヨロズヤ                    | 大阪府堺市南区槇塚<br>台三丁1番6号                 | 令和5年7月<br>1日 |
| 社会福祉法人こだ<br>ま福祉会  | 就労継続支援<br>(B型)  | ヤオヨロズヤ                    | 大阪府堺市南区槇塚<br>台三丁1番6号                 | 令和5年7月<br>1日 |
| 竹野染工株式会社          | 就労継続支援<br>(B型)  | 就労継続支援B<br>型 明るいミラ<br>イ   | 大阪府堺市中区毛穴<br>町355番地12                | 令和5年7月<br>1日 |
| 有限会社宙ケアセ<br>ンター   | 居宅介護            | 有限会社宙ケア<br>センター           | 大阪府堺市東区草尾<br>562-1                   | 令和5年7月<br>1日 |
| 有限会社宙ケアセ<br>ンター   | 重度訪問介護          | 有限会社宙ケア<br>センター           | 大阪府堺市東区草尾<br>562-1                   | 令和5年7月<br>1日 |

堺市告示第292号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第12

3号) 第36条第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年7月21日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名                          | 事業内容        | 事業所名                | 事業所所在地                       | 廃止年月日     |
|------------------------------|-------------|---------------------|------------------------------|-----------|
| Raggae World Company<br>株式会社 | 居宅介護        | 訪問介護ベストケア           | 大阪府堺市西区鳳西町一丁89-7 第2末広ハイツ104号 | 令和5年6月30日 |
| Raggae World Company<br>株式会社 | 重度訪問介護      | 訪問介護ベストケア           | 大阪府堺市西区鳳西町一丁89-7 第2末広ハイツ104号 | 令和5年6月30日 |
| Raggae World Company<br>株式会社 | 行動援護        | 訪問介護ベストケア           | 大阪府堺市西区鳳西町一丁89-7 第2末広ハイツ104号 | 令和5年6月30日 |
| 株式会社ホクジョー                    | 生活介護        | ワーカウト深井駅前           | 大阪府堺市中区深井清水町3847             | 令和5年6月30日 |
| 特定非営利活動法人ASUの会               | 就労移行支援(一般型) | まちかどステーション八百萬屋      | 大阪府堺市南区槇塚台三丁1番7号             | 令和5年6月30日 |
| 特定非営利活動法人ASUの会               | 就労継続支援(B型)  | まちかどステーション八百萬屋      | 大阪府堺市南区槇塚台三丁1番7号             | 令和5年6月30日 |
| 有限会社アポプロモート                  | 居宅介護        | 介護サービスステーションすずらん浅香山 | 大阪府堺市堺区香ヶ丘町一丁13番20号          | 令和5年6月30日 |
| 有限会社アポプロモート                  | 重度訪問介護      | 介護サービスステーションすずらん浅香山 | 大阪府堺市堺区香ヶ丘町一丁13番20号          | 令和5年6月30日 |

## 堺市告示第293号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第51条の25第2項の規定に基づき、次のとおり指定一般相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により告示する。

令和5年7月21日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名     | 事業内容   | 事業所名 | 事業所所在地            | 廃止年月日     |
|---------|--------|------|-------------------|-----------|
| 合同会社つどい | 地域移行支援 | つどい  | 大阪府堺市南区宮山台三丁11番1号 | 令和5年3月31日 |
| 合同会社つどい | 地域定着支援 | つどい  | 大阪府堺市南区宮山台三丁11番1号 | 令和5年3月31日 |

## 堺市告示第294号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和5年7月21日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名     | 事業内容   | 事業所名 | 事業所所在地            | 廃止年月日     |
|---------|--------|------|-------------------|-----------|
| 合同会社つどい | 計画相談支援 | つどい  | 大阪府堺市南区宮山台三丁11番1号 | 令和5年3月31日 |

|                      |        |              |                  |           |
|----------------------|--------|--------------|------------------|-----------|
| 特定非営利活動法人ワークサポートひまわり | 計画相談支援 | ケアプランセンターあおい | 大阪府堺市美原区黒山152-26 | 令和5年6月30日 |
|----------------------|--------|--------------|------------------|-----------|

## 堺市告示第295号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和5年7月21日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名          | 事業内容       | 事業所名                         | 事業所所在地                    | 指定年月日    |
|--------------|------------|------------------------------|---------------------------|----------|
| 株式会社SHIGESHO | 児童発達支援     | 児童発達支援・放課後等デイサービス ウキウキ広場あさぎり | 大阪府堺市北区北花田町3丁17-18        | 令和5年7月1日 |
| 株式会社SHIGESHO | 放課後等デイサービス | 児童発達支援・放課後等デイサービス ウキウキ広場あさぎり | 大阪府堺市北区北花田町3丁17-18        | 令和5年7月1日 |
| 株式会社ビーナス     | 放課後等デイサービス | ビーナスクレール                     | 大阪府堺市堺区田出井町1番1号 ベルマージュ堺2階 | 令和5年7月1日 |

## 堺市告示第296号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第24条の32第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害児相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第24条の37第2号の規定によ

り告示する。

令和5年7月21日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名     | 事業内容    | 事業所名 | 事業所所在地             | 廃止年月日     |
|---------|---------|------|--------------------|-----------|
| 合同会社つどい | 障害児相談支援 | つどい  | 大阪府堺市南区宮山台三丁目11番1号 | 令和5年3月31日 |

堺市告示第297号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の辞退があったので、同法第69条第3号の規定により告示する。

令和5年7月21日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名        | 医療機関所在地     | 種別       | 辞退年月日     |
|--------------|-------------|----------|-----------|
| 医療法人浩仁会 南堺病院 | 堺市中区大野芝町292 | 免疫に関する医療 | 令和5年6月30日 |

堺市告示第298号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和5年7月21日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名             | 医療機関所在地                       | 種別   | 指定年月日    |
|-------------------|-------------------------------|------|----------|
| ハッピー薬局 堺御陵前店      | 堺市堺区東湊町1-75 1階                | 薬局   | 令和5年6月1日 |
| キリン堂薬局 三国ヶ丘店      | 堺市北区百舌鳥梅北町2-73-1              | 薬局   | 令和5年6月1日 |
| 訪問看護ステーションフレンドリー堺 | 堺市堺区中安井町1-1-3 メゾンドールDOI 501号室 | 訪問看護 | 令和5年6月1日 |
| 三ツ矢訪問看護ステーション     | 堺市東区菩提町3-5-1 マンションクレール102号    | 訪問看護 | 令和5年6月1日 |
| イーナス訪問看護ステーション    | 堺市西区浜寺石津町中1-8-40              | 訪問看護 | 令和5年6月1日 |
| アップライト訪問看護ステーション  | 堺市西区北条町1-3-6                  | 訪問看護 | 令和5年6月1日 |
| シャークハートケア訪問看護     | 堺市北区北花田町1-10-39               | 訪問看護 | 令和5年6月1日 |
| グレース訪問看護堺ステーション   | 堺市北区中百舌鳥町6-10 40 エム2階201号     | 訪問看護 | 令和5年6月1日 |
| 太陽                | 堺市中区土塔町3278-102               | 訪問看護 | 令和5年7月1日 |
| 訪問看護ステーションせどな     | 堺市北区宮本町4-3 奥野ビル301            | 訪問看護 | 令和5年7月1日 |
| リエエ訪問看護ステーション美原   | 堺市美原区青南台2-13-22               | 訪問看護 | 令和5年7月1日 |

堺市告示第299号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第12

3号)第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和5年7月21日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名                      | 医療機関所在地                     | 種別     | 更新年月日    |
|----------------------------|-----------------------------|--------|----------|
| ケンコー薬局 西店                  | 堺市西区浜寺諏訪森町西2-80             | 薬局     | 令和5年6月1日 |
| 訪問看護ステーション<br>ひまわりの里蔵前     | 堺市北区蔵前町2-16-12              | 訪問看護   | 令和5年6月1日 |
| 医療法人吉田クリニック<br>ホームケアクリニック堺 | 堺市中区深井沢町3288 メ<br>ナード堺南ビル4階 | 病院・診療所 | 令和5年7月1日 |
| アピス薬局 堺店                   | 堺市中区小阪359-7                 | 薬局     | 令和5年7月1日 |
| 堺東川口薬局                     | 堺市堺区中三国ヶ丘町1-1-50            | 薬局     | 令和5年7月1日 |
| 三共薬局                       | 堺市堺区鉄砲町12                   | 薬局     | 令和5年7月1日 |
| まある訪問看護ステーション              | 堺市美原区今井97                   | 訪問看護   | 令和5年7月1日 |

堺市告示第300号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和5年7月21日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分  | 医療機関名            | 医療機関所在地       | 種別   | 変更年月日    |
|-----|------------------|---------------|------|----------|
| 変更前 | 訪問看護ステーションニコニコ   | 堺市美原区北余部45-21 | 訪問看護 | 令和5年4月1日 |
| 変更後 |                  | 堺市美原区北余部40-30 |      |          |
| 変更前 | たいようの家訪問看護ステーション | 堺市堺区今池町1-3-22 | 訪問看護 | 令和5年4月1日 |
| 変更後 |                  | 堺市堺区今池町1-1-56 |      |          |

堺市告示第301号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退があったので、同法第69条第3号の規定により告示する。

令和5年7月21日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名  | 医療機関所在地      | 種別     | 辞退年月日     |
|--------|--------------|--------|-----------|
| 堺山口病院  | 堺市堺区東湊町6-383 | 病院・診療所 | 令和5年5月31日 |
| 大川内科医院 | 堺市堺区京町通3-25  | 病院・診療所 | 令和5年5月31日 |

堺市告示第302号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った特定子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和5年7月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 認可外保育施設

| 名称      | 所在地          | 設置者   | 確認年月日     |
|---------|--------------|-------|-----------|
| hug hug | 堺市美原区黒山422-1 | 大垣 絢子 | 令和5年5月26日 |

公 告

堺市公告第477号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月21日

堺市長 永 藤 英 機

令和5年度 第4号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）

附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和5年7月6日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)            |        | 利用権を設定する農地 |        |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)             |        | 設定する利用権           |        |          |           |        |                    |
|----------------------------|--------|------------|--------|------|---------------------|---------------------------|--------|-------------------|--------|----------|-----------|--------|--------------------|
| 住所                         | 氏名     | 所在         | 地番     | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                        | 氏名     | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期        | 借賃(円)  | 借賃の支払い方法           |
| 堺市南区和田東954番地3 オースター1号館302号 | 紀ノ本 正基 | 西区菱木4丁目    | 2904-3 | 畑    | 781                 | 堺市西区菱木3丁目2639番地1          | 床山 文彦  | 貸借による権利           | 畑として利用 | 令和5年9月1日 | 令和8年8月31日 | 10,000 | 毎年末までに貸し人指定口座に振り込み |
| 堺市北区八下北4番51号               | 石崎 隆則  | 北区中村町      | 359    | 田    | 1,272               | 堺市北区中村町1240番地             | 北川 吉平  | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和5年9月1日 | 令和8年8月31日 | -      | -                  |
| 大阪市住之江区北島3丁目5番1号           | 古海 由佳子 | 美原区平尾      | 1344   | 田    | 757                 | 堺市美原区平尾2716番地             | 中野 和典  | 使用貸借による権利(解除条件付)  | 畑として利用 | 令和5年8月1日 | 令和8年7月31日 | -      | -                  |
|                            |        |            | 1345   | 田    | 89                  |                           |        |                   |        |          |           |        |                    |
| 大阪市阿倍野区文の里4丁目2番13号         | 椿 育郎   | 美原区小寺      | 322    | 田    | 922                 | 堺市東区八下町2丁目101番地           | 岩崎 明美  | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和5年8月1日 | 令和8年7月31日 | -      | -                  |
| 堺市南区豊田1028番地               | 東野 新二  | 南区豊田       | 869-1  | 田    | 293                 | 愛知県名古屋市中熱田区1番2丁目6番6号-1    | 大上 翔平  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和5年8月1日 | 令和8年7月31日 | -      | -                  |
| 堺市南区豊田1028番地               | 東野 新二  | 南区豊田       | 869-6  | 田    | 293                 | 岸和田市土生町2丁目27番14号吉与ハイム103号 | 大上 智史  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和5年8月1日 | 令和8年7月31日 | -      | -                  |
| 堺市西区山田1丁目1086番地4           | 山口 勝彦  | 西区菱木4丁目    | 2932   | 畑    | 1,014のうち514         | 堺市中区堀上町1115番地             | 中野 洋   | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和5年8月1日 | 令和8年7月31日 | -      | -                  |
| 堺市西区津久野町1丁目7番40-603号       | 井ノ本 靖  | 中区深井畑山町    | 134-2  | 畑    | 1,510               | 堺市中区深井畑山町26番地1            | 高橋 順子  | 使用貸借による権利(解除条件付)  | 畑として利用 | 令和5年8月1日 | 令和8年7月31日 | -      | -                  |
| 大阪市住之江区北島3丁目5番1号           | 古海 由佳子 | 美原区平尾      | 1342   | 田    | 1,140               | 堺市西区上野芝町2丁目5番1-914号       | 中野 幹起彦 | 使用貸借による権利(解除条件付)  | 畑として利用 | 令和5年8月1日 | 令和8年7月31日 | -      | -                  |

**賃 貸 借**

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合其他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第478号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和5年7月21日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定取消年月日及び認定取消番号 令和5年7月5日 第E-5号
- 2 対象区域 堺市西区浜寺船尾町西3丁356番

~~~~~

堺市公告第479号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和5年7月21日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定取消年月日及び認定取消番号 令和5年7月5日 第E-6号
- 2 対象区域 堺市西区浜寺船尾町西2丁79番1、2

~~~~~

堺市公告第480号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月21日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市美原区今井38番1及び40番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市美原区今井479番地2  
和田 尚樹

## 消防局公告

堺市消防局公告第2号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年7月21日

堺市消防長 西 尾 学

催しの名称	令和5年度 堺大魚夜市
開催場所	堺市堺区大浜北町4丁及び5丁 堺市大浜公園
開催期間	令和5年7月31日（月）

## 堺区選挙管理委員会公表

堺市堺区選挙管理委員会公表第1号

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年7月21日

堺市堺区選挙管理委員会  
委員長 初道文雄

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又はは管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和4年5月31日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局 統計調査部 消費統計課	「家計消費状況調査」の調査対象者抽出	戎島町2丁、熊野町西1～3丁、栄橋町2丁、竜神橋町2丁
令和4年9月1日	株式会社 日経リサーチ	代表取締役社長 新藤 政史 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル	日本経済新聞社 東京本社編集局長	『経済や政治、社会問題等に関する有権者の意識調査』の対象者抽出	向陵中町1～2丁
令和4年9月5日	森山 浩行を育てる会	森山 浩行 堺市堺区南瓦町1-21 宏昌センタービル2階	—	定期機関誌発行のための送付先の会員情報の更新	南安井町1～6丁
令和4年9月20日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	—	日本世論調査会・共同通信社 世論調査の対象者抽出のため	香ヶ丘町各丁、今池町2～6丁、浅香山町各丁、南三国ヶ丘町3～6丁、向陵西町各丁、向陵中町各丁、向陵東町各丁、出島町3～5丁、西湊町各丁、楠町各丁、柏木町各丁
令和4年10月7日	瀨上 猛志	—	—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報を更新するため	第1～6投票区
令和4年10月7日	瀨上 猛志	—	—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報を更新するため	第2・3・5～9投票区

令和4年10月13日	淵上 猛志			—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報を更新するため	第7～9・13・14投票区
令和4年10月19日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局 統計調査部 消費統計課	—	「家計消費状況調査」の調査対象者抽出	松屋大和川通り1～2丁、 出島町2丁
令和4年10月24日	淵上 猛志		—	—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報を更新するため	第9・12～15投票区
令和4年10月25日	淵上 猛志		—	—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報を更新するため	第12・14～16投票区
令和4年11月7日	淵上 猛志		—	—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報を更新するため	第12・14～16投票区
令和4年11月10日	淵上 猛志		—	—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報を更新するため	第15投票区
令和4年11月15日	淵上 猛志		—	—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報を更新するため	第10・11・17・18投票区
令和4年11月17日	淵上 猛志		—	—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報を更新するため	第18・20・21投票区
令和4年11月22日	淵上 猛志		—	—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報を更新するため	第19・20～21投票区

令和4年11月24日	淵上 猛志		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報を更新するため	第23～25投票区
令和4年11月30日	朝日新聞東京本社	社長 中村 史郎 東京都中央区築地5-3-2	—	世論調査の対象となる有権者を選ぶため	第20投票区
令和5年1月26日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局 統計調査部 消費統計課	「家計消費状況調査」の調査対象者抽出	三宝町4～5丁、柏木町3～4丁

~~~~~

堺市堺区選挙管理委員会公表第2号

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和5年7月21日

堺市堺区選挙管理委員会  
委員長 初道文雄

記

申出者なし

**中区選挙管理委員会公表**

堺市中区選挙管理委員会公表第1号

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年7月21日

堺市中区選挙管理委員会  
委員長 盛尾清和

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

| 閲覧年月日      | 閲覧申出者                    | 代表者の氏名又は管理人の氏名<br>主たる事務所の所在地<br>(政党その他政治団体及び法人の場合) | 委託者                                 | 利用目的の概要                      | 閲覧に係る選挙人の範囲 |
|------------|--------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------|-------------|
| 令和4年4月20日  | 一般社団法人<br>中央調査社          | 会長 境 克彦<br>東京都中央区銀座5-15-8                          | 公益財団法人<br>明るい選挙推進<br>協会<br>会長 佐々木 毅 | 政治・選挙に関する<br>学術研究の対象者の<br>抽出 | 土師町2丁       |
| 令和4年9月20日  | 一般社団法人<br>共同通信社          | 社長 水谷 亨<br>東京都港区東新橋1-7-1                           | —                                   | 政治・選挙に関する<br>世論調査の対象者の<br>抽出 | 第7・12投票区    |
| 令和4年12月20日 | 株式会社<br>サーベイリサーチ<br>センター | 大阪事務所長 中村 光明<br>大阪府大阪市北区天満橋1-8-30                  | 大阪公立大学<br>文学研究科<br>川野 英二            | 政治・選挙に関する<br>学術研究の対象者の<br>抽出 | 八田北町        |
| 令和5年1月12日  | 株式会社<br>サーベイリサーチ<br>センター | 代表取締役 藤沢 士朗<br>東京都荒川区西日暮里2-40-10                   | お茶の水女子大<br>学<br>文教育学部長<br>水野 勲      | 政治・選挙に関する<br>学術研究の対象者の<br>抽出 | 見野山         |

堺市中心区選挙管理委員会公表第2号

~~~~~

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和5年7月21日

堺市中心区選挙管理委員会  
委員長 盛尾清和

記

申出者なし

**東区選挙管理委員会公表**

堺市東区選挙管理委員会公表第1号

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年7月21日

堺市東区選挙管理委員会  
委員長 大橋廣正

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和4年4月4日	森山 浩行		—	アンケート調査及び定期的機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第9・10投票区
令和4年4月5日	森山 浩行		—	アンケート調査及び定期的機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第10・11投票区
令和4年4月6日	乾 恵美子		—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第8・9・11投票区
令和4年4月7日	乾 恵美子		—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第8投票区
令和4年4月8日	森山 浩行		—	アンケート調査及び定期的機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第10・11投票区
令和4年4月14日	乾 恵美子		—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第11投票区
令和4年4月15日	森山 浩行		—	アンケート調査及び定期的機関誌発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第10・11投票区
令和4年4月22日	乾 恵美子		—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第11投票区
令和4年5月17日	乾 恵美子		—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第8投票区
令和4年5月30日	乾 恵美子		—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第8投票区

令和4年6月2日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局	「家計消費状況調査」の対象者 抽出のため	第7～11投票区
令和4年6月9日	乾 恵美子		—	定期的機関紙発行につき、送付 先の会員情報を更新するため	第7・8投票区
令和4年9月15日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	—	日本世論調査会・共同通信社世 論調査の対象者抽出のため	第2・7投票区
令和4年10月19日	乾 恵美子		—	定期的機関紙発行につき、送付 先の会員情報を更新するため	第7・11投票区
令和4年11月2日	乾 恵美子		—	定期的機関紙発行につき、送付 先の会員情報を更新するため	第7・11投票区
令和4年11月4日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局	「家計消費状況調査」の対象者 抽出のため	第1・9・10投票区
令和4年11月9日	乾 恵美子		—	定期的機関紙発行につき、送付 先の会員情報を更新するため	第8・11投票区
令和4年11月17日	乾 恵美子		—	定期的機関紙発行につき、送付 先の会員情報を更新するため	第7・8・11投票区
令和4年11月28日	乾 恵美子		—	定期的機関紙発行につき、送付 先の会員情報を更新するため	第7・8・11投票区
令和4年11月30日	朝日新聞東京本社	社長 中村 史郎 東京都中央区築地5-3-2	—	世論調査の対象となる有権者を 選ぶため	第6投票区
令和4年12月7日	乾 恵美子		—	定期的機関紙発行につき、送付 先の会員情報を更新するため	第7・8・11投票区
令和5年2月2日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局	「家計消費状況調査」の対象者 抽出のため	第1・2・9・10投票区

堺市東区選挙管理委員会公表第2号

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和5年7月21日

堺市東区選挙管理委員会  
委員長 大橋 廣 正

記

申出者なし

**西区選挙管理委員会公表**

堺市西区選挙管理委員会公表第1号

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年7月21日

堺市西区選挙管理委員会  
委員長 佐々井 正 巳

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又はは管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和4年4月7日	読売新聞東京本社	世論調査部 部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手町1-7-1	—	政治・選挙に関する 世論調査	第6投票区
令和4年4月7日	森田 晃一		—	政治活動（選挙活動 を含む）	平岡町、堀上緑町2丁
令和4年4月21日	森田 晃一		—	政治活動（選挙活動 を含む）	平岡町、堀上緑町2丁
令和4年9月5日	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	株式会社 時事通信社	政治・選挙に関する 世論調査	鳳中町9～10丁、浜寺南町 2～3丁
令和4年9月16日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	—	政治・選挙に関する 世論調査	第3・12投票区
令和4年11月11日	株式会社 日本リサーチセン ター	代表取締役 杉原 領治 東京都墨田区江東橋4-26-5	公益財団法人 たばこ総合研究 センター	政治・選挙に関する 学術研究	平岡町、家原寺町2丁、 鳳中町2丁
令和4年12月21日	株式会社 サーベイリサーチ センター	大阪事務所長 中村 光明 大阪府大阪市北区天満橋1-8-30	大阪公立大学 文学研究科	政治・選挙に関する 世論調査	鳳中町8丁、神野町2丁
令和5年3月1日	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	株式会社 時事通信社	政治・選挙に関する 世論調査	鳳西町1～3丁

堺市西区選挙管理委員会公表第2号

~~~~~

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和5年7月21日

堺市西区選挙管理委員会  
委員長 佐々井 正 巳

記

申出者なし

**南区選挙管理委員会公表**

堺市南区選挙管理委員会公表第1号

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年7月21日

堺市南区選挙管理委員会  
委員長 赤 木 嶺 夫

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

| 閲覧年月日     | 閲覧申出者 | 代表者の氏名又は管理人の氏名<br>主たる事務所の所在地<br>(政党その他政治団体及び法人の場合) | 委託者 | 利用目的の概要              | 閲覧に係る選挙人の範囲 |
|-----------|-------|----------------------------------------------------|-----|----------------------|-------------|
| 令和4年4月7日  | 藤本 幸子 |                                                    | —   | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新 | 鴨谷台         |
| 令和4年4月12日 | 藤本 幸子 |                                                    | —   | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新 | 晴美台         |
| 令和4年4月13日 | 藤本 幸子 |                                                    | —   | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新 | 晴美台、竹城台1～3丁 |
| 令和4年4月14日 | 藤本 幸子 |                                                    | —   | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新 | 晴美台1～4丁     |
| 令和4年4月19日 | 藤本 幸子 |                                                    | —   | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新 | 庭代台1～4丁     |
| 令和4年4月20日 | 藤本 幸子 |                                                    | —   | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新 | 晴美台1～3丁     |
| 令和4年4月21日 | 藤本 幸子 |                                                    | —   | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新 | 鴨谷台         |

|           |                      |                                  |  |                           |                                |         |
|-----------|----------------------|----------------------------------|--|---------------------------|--------------------------------|---------|
| 令和4年4月22日 | 藤本 幸子                |                                  |  | —                         | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新           | 茶山台     |
| 令和4年4月26日 | 藤本 幸子                |                                  |  | —                         | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新           | 茶山台     |
| 令和4年5月10日 | 藤本 幸子                |                                  |  | —                         | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新           | 赤坂台     |
| 令和4年5月11日 | 藤本 幸子                |                                  |  | —                         | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新           | 赤坂台     |
| 令和4年5月17日 | 藤本 幸子                |                                  |  | —                         | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新           | 庭代台1～4丁 |
| 令和4年5月18日 | 藤本 幸子                |                                  |  | —                         | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新           | 竹城台1～4丁 |
| 令和4年5月24日 | 一般社団法人<br>新情報センター    | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15   |  | 総務省統計局<br>統計調査部<br>消費統計課長 | 総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため | 原山台5丁   |
| 令和4年5月25日 | 藤本 幸子                |                                  |  | —                         | 定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新           | 竹城台1～4丁 |
| 令和4年7月19日 | 株式会社<br>サーベイリサーチセンター | 代表取締役 藤澤 士朗<br>東京都荒川区西日暮里2-40-10 |  | 株式会社<br>社会調査研究センター        | 時事問題調査「日本の世論2022」対象者抽出のため      | 第4投票区   |

|            |                          |                                   |                           |                                                   |                     |
|------------|--------------------------|-----------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------|---------------------|
| 令和4年8月10日  | 一般社団法人<br>中央調査社          | 会長 境 克彦<br>東京都中央区銀座5-15-8         | 公益財団法人<br>明るい選挙推進<br>協会   | 「第26回参議院議員<br>通常選挙に関する意<br>識調査」対象者抽出<br>のため       | 庭代台2丁               |
| 令和4年9月20日  | 一般社団法人<br>共同通信社          | 社長 水谷 亨<br>東京都港区東新橋1-7-1          | —                         | 日本世論調査会・共<br>同通信社<br>世論調査の対象者抽<br>出のため            | 第10・15投票区           |
| 令和4年10月17日 | 一般社団法人<br>新情報センター        | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15    | 総務省統計局<br>統計調査部<br>消費統計課長 | 総務省統計局が実施<br>する「家計消費状況<br>調査」の対象者抽出<br>のため        | 高尾3丁、美木多上、赤坂<br>台6丁 |
| 令和4年10月27日 | 藤本 幸子                    | —                                 | —                         | 定期機関紙発行につ<br>き送付先の会員情報<br>更新                      | 三原台                 |
| 令和4年11月7日  | 読売新聞東京本社<br>編集局          | 世論調査部 部長 湯本 浩司<br>東京都千代田区大手町1-7-1 | —                         | 世論調査の調査対象<br>者を抽出するため                             | 第10投票区              |
| 令和4年11月25日 | 藤本 幸子                    | —                                 | —                         | 定期機関紙発行につ<br>き送付先の会員情報<br>更新                      | 城山台1～5丁             |
| 令和4年12月20日 | 株式会社<br>サーベイリサーチ<br>センター | 大阪事務所長 中村 光明<br>大阪府大阪市北区天満橋1-8-30 | 大阪公立大学<br>文学研究科<br>川野 英二  | 「大阪大都市圏住民<br>の地域と暮らしに関<br>する調査 2023春」<br>対象者抽出のため | 鴨谷台3丁、槇塚台2丁         |
| 令和4年12月21日 | 藤本 幸子                    | —                                 | —                         | 定期機関紙発行につ<br>き送付先の会員情報<br>更新                      | 茶山台                 |

|           |                   |                                |                           |                                            |                     |
|-----------|-------------------|--------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------|---------------------|
| 令和5年1月25日 | 一般社団法人<br>新情報センター | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15 | 総務省統計局<br>統計調査部<br>消費統計課長 | 総務省統計局が実施<br>する「家計消費状況<br>調査」の対象者抽出<br>のため | 宮山台3丁、深阪南、赤坂<br>台3丁 |
| 令和5年2月20日 | 藤本 幸子             |                                | —                         | 定期機関紙発行につ<br>き送付先の会員情報<br>更新               | 庭代台                 |
| 令和5年2月27日 | 藤本 幸子             |                                | —                         | 定期機関紙発行につ<br>き送付先の会員情報<br>更新               | 庭代台1～4丁             |
| 令和5年3月7日  | 藤本 幸子             |                                | —                         | 定期機関紙発行につ<br>き送付先の会員情報<br>更新               | 庭代台                 |

堺市南区選挙管理委員会公表第2号

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和5年7月21日

堺市南区選挙管理委員会  
委員長 赤木 嶺夫

記

申出者なし

**北区選挙管理委員会公表**

堺市北区選挙管理委員会公表第1号

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年7月21日

堺市北区選挙管理委員会  
委員長 三好 浩文

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

| 閲覧年月日     | 閲覧申出者             | 代表者の氏名又は管理人の氏名<br>主たる事務所の所在地<br>(政党その他政治団体及び法人の場合) | 委託者                              | 利用目的の概要                                          | 閲覧に係る選挙人の範囲        |
|-----------|-------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------|
| 令和4年4月13日 | 石本 京子             |                                                    | —                                | 定期機関紙発行につき<br>送付先の会員情<br>報を更新するため                | 新金岡町4～5丁           |
| 令和4年4月19日 | 一般社団法人<br>中央調査社   | 会長 境 克彦<br>東京都中央区銀座5-15-8                          | 公益財団法人<br>明るい選挙推進<br>協会<br>調査広報部 | 「第26回参議院議員<br>通常選挙 選挙前・<br>選挙後意識調査」の<br>対象者抽出のため | 百舌鳥梅町3丁            |
| 令和4年5月11日 | 石本 京子             |                                                    | —                                | 定期機関紙発行につき<br>送付先の会員情<br>報を更新するため                | 新金岡町5丁3～9番         |
| 令和4年5月31日 | 一般社団法人<br>新情報センター | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15                     | 総務省統計局<br>統計調査部<br>消費統計課         | 「家計消費状況調<br>査」の対象者抽出の<br>ため                      | 長曾根町、中百舌鳥町1～<br>2丁 |
| 令和4年7月20日 | 徳元 清和             |                                                    | —                                | 選挙人の安否確認の<br>ため                                  | 特定の者1名             |
| 令和4年8月17日 | 株式会社<br>日経リサーチ    | 代表取締役社長 新藤 政史<br>東京都千代田区内神田2-2-1 鎌<br>倉河岸ビル        | 日本経済新聞社<br>東京本社編集局               | 「経済や政治、社会<br>問題等に関する有権<br>者の意識調査」の対<br>象者抽出のため   | 長曾根町               |
| 令和4年9月5日  | 一般社団法人<br>共同通信社   | 社長 水谷 亨<br>東京都港区東新橋1-7-1                           | —                                | 「日本世論調査会・<br>共同通信社 世論調<br>査」の対象者抽出の<br>ため        | 第2・21投票区           |

|            |       |  |  |   |                            |                                               |
|------------|-------|--|--|---|----------------------------|-----------------------------------------------|
| 令和4年10月3日  | 西川 知己 |  |  | — | 郵便物送付先の住所照合のため             | 新金岡町5丁                                        |
| 令和4年10月5日  | 石本 京子 |  |  | — | 定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため | 新金岡町3丁2～8番                                    |
| 令和4年10月7日  | 石本 京子 |  |  | — | 定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため | 東浅香山町3丁                                       |
| 令和4年10月11日 | 石本 京子 |  |  | — | 定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため | 東雲東町各丁、北長尾町各丁、中長尾町各丁、南長尾町各丁、東三国ヶ丘町各丁、黒土町、長曽根町 |
| 令和4年10月12日 | 石本 京子 |  |  | — | 定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため | 東雲東町各丁、北長尾町各丁、中長尾町各丁、南長尾町各丁、東三国ヶ丘町各丁、黒土町、長曽根町 |
| 令和4年10月13日 | 石本 京子 |  |  | — | 定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため | 東雲東町各丁、北長尾町各丁、中長尾町各丁、南長尾町各丁、東三国ヶ丘町各丁、黒土町、長曽根町 |
| 令和4年10月14日 | 石本 京子 |  |  | — | 定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため | 東雲東町各丁、北長尾町各丁、中長尾町各丁、南長尾町各丁、東三国ヶ丘町各丁、黒土町、長曽根町 |
| 令和4年10月17日 | 石本 京子 |  |  | — | 定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため | 東雲東町各丁、北長尾町各丁、中長尾町各丁、南長尾町各丁、東三国ヶ丘町各丁、黒土町、長曽根町 |

|            |              |                   |                                |                          |   |                            |                                               |
|------------|--------------|-------------------|--------------------------------|--------------------------|---|----------------------------|-----------------------------------------------|
| 令和4年10月18日 | 石本 京子        | 一般社団法人<br>新情報センター | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15 | 総務省統計局<br>統計調査部<br>消費統計課 | — | 定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため | 東雲東町各丁、北長尾町各丁、中長尾町各丁、南長尾町各丁、東三国ヶ丘町各丁、黒土町、長曽根町 |
| 令和4年10月19日 | 石本 京子        | 一般社団法人<br>新情報センター | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15 | 総務省統計局<br>統計調査部<br>消費統計課 | — | 定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため | 東雲東町各丁、北長尾町各丁、中長尾町各丁、南長尾町各丁、東三国ヶ丘町各丁、黒土町、長曽根町 |
| 令和4年10月24日 | 石本 京子        | 一般社団法人<br>新情報センター | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15 | 総務省統計局<br>統計調査部<br>消費統計課 | — | 「消費動向調査」の対象者抽出のため          | 東浅香山町3丁                                       |
| 令和4年10月28日 | 石本 京子        | 一般社団法人<br>新情報センター | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15 | 総務省統計局<br>統計調査部<br>消費統計課 | — | 「家計消費状況調査」の対象者抽出のため        | 東浅香山町2～3丁、百舌鳥赤畑町2丁                            |
| 令和4年11月24日 | 朝日新聞<br>東京本社 | 朝日新聞<br>東京本社      | 社長 中村 史郎<br>東京都中央区築地5-3-2      | —                        | — | 「政治・選挙などに関する世論調査」の対象者抽出のため | 第9投票区                                         |
| 令和4年12月5日  | 石本 京子        | 石本 京子             | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15 | 総務省統計局<br>統計調査部<br>消費統計課 | — | 定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため | 北長尾町各丁、中長尾町各丁、南長尾町各丁、東三国ヶ丘町各丁、長曽根町            |
| 令和4年12月6日  | 石本 京子        | 石本 京子             | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15 | 総務省統計局<br>統計調査部<br>消費統計課 | — | 定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため | 北長尾町各丁、中長尾町各丁、南長尾町各丁、東三国ヶ丘町各丁、長曽根町            |
| 令和4年12月7日  | 石本 京子        | 石本 京子             | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15 | 総務省統計局<br>統計調査部<br>消費統計課 | — | 定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため | 北長尾町各丁、中長尾町各丁、南長尾町各丁、東三国ヶ丘町各丁、長曽根町            |
| 令和4年12月9日  | 石本 京子        | 石本 京子             | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15 | 総務省統計局<br>統計調査部<br>消費統計課 | — | 定期機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため | 北長尾町各丁、中長尾町各丁、南長尾町各丁、東三国ヶ丘町各丁、長曽根町            |

|            |                          |                                   |                          |                                                   |                                     |
|------------|--------------------------|-----------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 令和4年12月20日 | 株式会社<br>サーベイリサーチ<br>センター | 大阪事務所長 中村 光明<br>大阪府大阪市北区天満橋1-8-30 | 大阪公立大学<br>文学研究科          | 「大阪大都市圏住民<br>の地域と暮らしに関<br>する調査2023春」の<br>対象者抽出のため | 中百舌鳥町4丁                             |
| 令和5年1月23日  | 長谷川 俊英                   |                                   | —                        | 定期機関紙発行につ<br>き、送付先の会員情<br>報を更新するため                | 新金岡町1-2・4丁、百<br>舌鳥赤畑町4丁             |
| 令和5年1月30日  | 長谷川 俊英                   |                                   | —                        | 定期機関紙発行につ<br>き、送付先の会員情<br>報を更新するため                | 東三国ヶ丘町1丁、東上野<br>芝町2丁、長曾根町3069<br>-1 |
| 令和5年1月31日  | 長谷川 俊英                   |                                   | —                        | 定期機関紙発行につ<br>き、送付先の会員情<br>報を更新するため                | 長曾根町3069-1、金岡町<br>1423-3            |
| 令和5年2月2日   | 一般社団法人<br>新情報センター        | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15    | 総務省統計局<br>統計調査部<br>消費統計課 | 「家計消費状況調<br>査」の対象者抽出の<br>ため                       | 東浅香山町3丁、百舌鳥梅<br>北町3・5丁              |
| 令和5年2月3日   | 長谷川 俊英                   |                                   | —                        | 定期機関紙発行につ<br>き、送付先の会員情<br>報を更新するため                | 金岡町1423-3~4                         |

~~~~~

堺市北区選挙管理委員会公表第2号

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和5年7月21日

堺市北区選挙管理委員会  
委員長 三好浩文

記

申出者なし

**美原区選挙管理委員会公表**

堺市美原区選挙管理委員会公表第1号

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年7月21日

堺市美原区選挙管理委員会  
委員長 小池秀樹

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和4年4月20日	日本共産党 堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	政治活動 党の宣伝物等を送付 するため	黒山
令和4年9月14日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	—	日本世論調査会・共 同通信社 世論調査 の対象者抽出のため	第4・14投票区
令和4年12月20日	株式会社 サーベイリサーチ センター	大阪事務所長 中村 光明 大阪市北区天満橋1-8-30	大阪公立大学 文学研究科 川野 英二	「大阪大都市圏住民 の地域と暮らしに関 する調査 2023春」 に伴う対象者の抽出 のため	小寺

~~~~~

堺市美原区選挙管理委員会公表第2号

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和5年7月21日

堺市美原区選挙管理委員会  
委員長 小池 秀樹

記

申出者なし